

沖縄型クラウド情報通信基盤構築工事及び運営に係る企画提案公募公告

次のとおり企画提案書等を公募するので、公告する。

平成24年11月22日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 公募趣旨

沖縄県は、県内において、クラウド・コンピューティング等の新たな高付加価値サービスの創出や国内外のデータバックアップ機能を補足するリスク分散化拠点の形成、県内データセンター間のネットワーク拡充の強化を図るとともに、県内外のインターネット接続料金の格差を低減することを目的に、沖縄型クラウド情報通信基盤を構築(工事)することとしている。

また、当該基盤の構築及び保守・運用などの運営については、工事請負契約及びIRU(破棄し得ない使用权)方式による賃貸借等契約(以下「IRU契約」という。)により調達することとしており、民間事業者による構築・運営を前提としている。

今回の公募は、これら目的を達成するため、当該基盤の構築及び運営を実施したい者(以下「構築・運営実施者」という。)から構築・運営に係る一連の企画提案を募集し、別紙評価項目・評価基準表により、構築・運営実施者(優先交渉権者)を特定するものである。

2 工事及び運営の概要

(1)工事名 沖縄型クラウド情報通信基盤構築工事

(2)工事内容 各拠点間及びアクセスポイントを接続する光ケーブル敷設工事一式

各拠点間及びアクセスポイントに設置する伝送設備工事一式

総合試験調整・監視試験調整一式

(3)工期 平成25年3月29日

(4)運営 沖縄県が貸与する光ケーブル及び伝送設備等関連機器(以下「沖縄クラウドネットワーク」という。)の保守・運用

沖縄クラウドネットワーク上でのネットワークサービスの提供

沖縄クラウドネットワーク上でのネットワークサービスの開発

関係機関との連携

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和52年沖縄県告示第445号)第5条に基づく建設工事入札参加資格者名簿(平成22・23年度建設工事登録業者名簿)の電気通信工事業(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する電気通信工事業をいう。)に登録されている者(以下「電気通信事業者」という。)又は電気通信事業者を含む2者以上の者で構成する共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条に基づく登録電気通信事業者(以下「登録電気通信事業者」という。)又は登録電気通信事業者を含む2者以上の者で構成する共同企業体であること。
- (3) 2(1)の工事に建設業法の規定に基づく監理技術者(監理技術者資格者証(電気通信)を有する者)及び電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者(電気通信主任技術者資格者証を有する者)を専任で配置できる者であること。
- (4) 過去10年間に於いて、2(1)の工事と同種の工事を施工した実績(契約額:2億円以上)がある者又は共同企業体であること。(共同企業体の場合は、構成員の1者以上が当該施工実績を有すること。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者又は共同企業体であること。(共同企業体の場合は、構成員の全てが当該規定に該当しないこと。)

また、今回の企画提案者(工事請負契約者)とは別の事業者(IRU契約者)に運営を実施させる提案をする場合(工事請負契約者とIRU契約者が異なる場合)には、当該運営事業者は次の各号に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 登録電気通信事業者又は電気通信事業法第9条第1号に基づく届出電気通信事業者であること。
- (2) 前(1)号に掲げる事業者においては、当該基盤運営を円滑に遂行するために必要な経営基盤・実績を有し、資金等について十分な管理能力を有している者であること。

4 企画提案への参加方法

企画提案への参加を希望する者は、沖縄型クラウド情報通信基盤構築工事及び運営に係る企画提案公募要領(以下「公募要領」という。)により、企画提案書等を提出すること。公募要領は、下記「6 手続き・問い合わせ先」にて配布するとともに、本ホームページにてダウンロードすることができる。(配布期間は、平成24年12月14日までとする。)

5 企画提案書等提出期限

- (1) 質問事項受付期限 平成24年12月 3日(月曜日) 17時00分まで
- (2) 企画提案書等提出期限 平成24年12月14日(金曜日)

6 手続き・問い合わせ先

沖縄県商工労働部情報産業振興課基盤整備班 担当:大嶺

住 所:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8F

電話番号:098-866-2503 FAX番号:098-866-2455

電子メール：oomineyt@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、沖縄県財務規則第101条第2項第1号の規定による担保の提供をもって代えることができ、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は別紙の公募要領による。